

## つばさ生活介護 重要事項説明書

本重要事項説明書は、社会福祉法人 札幌恵友会 つばさ生活介護（以下「事業所」といいます）とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 事業所では、利用者に対して障がい者総合支援法に基づく生活介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要.....	2
2. 事業所（施設）の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間と利用定員.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 事業所の施設設備の概要.....	3
7. 事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
8. サービス記録の実施について.....	7
9. サービスの利用に関する留意事項.....	7
10. 契約終了について.....	9
11. 損害賠償について.....	9
12. 非常災害時の対応について.....	10
13. この契約に関するご意見・苦情への対応について.....	9

社会福祉法人 札幌恵友会

つばさ生活介護

当事業所は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けています

(平成18年10月1日指定 0110100468号)

## 1. 事業者の概要

名 称	札幌恵友会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	北海道札幌市北区新川7 1 5 番地 2
電話番号	0 1 1 - 7 6 9 - 6 8 6 8
代表者氏名	理事長 宮坂 勝文
設立年月	昭和 5 2 年 1 1 月 7 日

## 2. 事業所（施設）の概要

施設の名称	つばさ生活介護
施設の種類	指定生活介護
事業所番号	0 1 1 0 1 0 0 4 6 8（平成 18 年 10 月 1 日指定）
事業所の所在地	北海道札幌市中央区南 8 条西 2 6 丁目 1 番 2
電話番号	0 1 1 - 5 3 1 - 5 0 0 0
管理者氏名	施設長 福本 雅行
施設の目的	障害者の自立、自己決定及び社会経済活動参加促進等のために、必要な支援を行う。
施設開設年月日	平成 13 年 4 月 21 日
運営方針	<p>全国身体障害者施設における基本理念「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限りない追求」「共に生きる社会づくり」の実現をするために、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 質の高いサービスを提供する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 基本的人権を尊重し、地域社会生活の継続性を支援する。</li><li>(2) 安全・安心・快適なサービスを提供する。</li><li>(3) 利用者自身の自己決定と自己実現のもとに可能な限り自立した生活を支援する。</li><li>(4) ご意見・苦情を積極的に受け入れ、サービス改善に生かす。</li></ol></li><li>2. 職員の資質の向上を図る。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 自己研鑽、研究・研修活動により専門的な知識と技術と価値観を持って資質の向上を図る。</li></ol></li><li>3. 地域福祉に貢献する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 関連機関・団体、地域住民等とともに、良質なサービスを提供、開発する。</li><li>(2) 福祉教育へ協力する。</li><li>(3) 福祉関連情報を発信する。</li></ol></li></ol>

## 3. 事業実施地域

札幌市中央区・西区一部

#### 4. 営業時間と利用定員

営業日	月曜日～金曜日
事業所営業時間	9時00分～17時00分
サービス提供時間帯	9時30分～15時30分
年間の休日	年末年始、その他施設が年間計画で定めた日
利用定員	15名 / 1日当たり

#### 5. 職員の体制

<事業所の職員体制> 職員の配置は、指定基準を遵守しています。(令和7年3月末付)

職 種	常 勤 (人)	非常勤 (人)
施設長 (管理者)	1名 (兼務)	
施設医長		1名 (兼務)
サービス管理責任者	2名 (うち1名兼務)	
生活支援員	人員配置基準内 (内生活介護兼務含む)	
看護師	人員配置基準内 (内兼務1名)	
管理栄養士	1名 (兼務)	
理学療法士	1名 (兼務)	
事務員	3名 (内兼務2名)	

#### 6. 事業所の施設設備の概要

居室の種類	室 数	備 考
食堂	1	
浴室	2	一般浴室 (昇降機付き)・特殊浴槽室
相談室	1	
医務室	1	
洗面所	1	
便所	9	
機能回復訓練室	1	
社会訓練室	1	

## 7. 事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 「生活介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

事業所では、下記のサービス内容から「生活介護計画」を定めて、サービスを提供します。「生活介護計画」は、市が決定した生活介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「生活介護計画」は、利用者や家族に説明し同意をいただくとともに、利用者の申し出により見直すことができます。

#### <サービスの区分及びサービス内容>

##### ①創作的活動

手工芸等の創作活動を支援します。

##### ②社会適応訓練

市街地に立地する条件を生かし、外出等による地域への参加の機会を多く持つことで社会適応能力を高めます。また、個々の生活様式を尊重しながら社会性の取得を支援します。

##### ③健康相談

体温、脈拍、血圧を測定し、その日の健康チェックを行うと共に、食事、運動、その他健康支援が必要な場合には、看護師、栄養士等がアドバイスをを行います。また、必要に応じて病院と連携を取りながら健康維持の支援を行います。

##### ④レクリエーション

カラオケ、音楽（療法）、散策等の身体的、精神的な緊張を解くために効果的なレクリエーションを、共に楽しむことを大切にしながら取り入れていきます。また、利用者の状況や希望を取り入れ、必要に応じ個別のプログラムも検討していきます。

##### ⑤介護サービスの実施方法

食事・排泄・移乗・移動等において利用者一人ひとりのニーズに合わせて介護を行います。入所利用者等との交流により、生活意欲の向上による在宅生活の継続を支援します。

##### ⑥家族介護の支援

送迎時、また電話相談等で家族とのコミュニケーションを密にし、介護者・利用者のニーズを確認します。介護技術は、理論的な根拠を解説しながら少ない労力で、効果的な方法をアドバイスします。

##### ⑦食事の提供及び介助（費用は別途いただきます。）

栄養バランスや利用者の嗜好に配慮し、見た目にも美しく、季節感を取り入れた食事の提供及び介助を行います。管理栄養士による総合管理のもと、委託業者による調理作業を実施します。必要に応じて治療食、半固形食、トロミ、流動食等の特殊食形態にも対応します。

##### ⑧入浴サービスの実施方法

心身の状況に合わせ、一般浴、機械浴槽での入浴介助、また清拭等を行います。着脱や洗身、洗髪等、必要に応じ介助及び見守りを行います。但し、体調不良の場合は中止する事があります。

##### ⑨送迎

リフト付きバス、ワゴン、及び乗用車により送迎サービスを行います。利用者の居住地域を考慮し、出来る限り安楽な体勢で自宅までの時間を過ごせるように努めます。

##### ⑩利用者・家族との連携方法

連絡帳や電話、FAX等の方法によって行います。

## (2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、食費・利用者の事情による嗜好品や活動費等の実費を除き、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます（定率負担）。また、6～7頁に記載する負担軽減措置が適用される場合には、軽減後の金額となります。

### <利用者負担額の上限等について>

- 介護給付費対象のサービス（居宅介護、生活介護、短期入所）には利用者負担上限月額が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- 当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、上限管理にかかる費用（月額153円）をお支払いいただきます。

### <償還払い>

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、市が定める介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて市に申請すると介護給付費が支給されます。）

## (3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

### 1) 食事代

- ・提供する食事の材料及び調理等にかかる費用です。

1食あたり 620円（※）

### ※〔食費等実費負担の軽減について〕

低所得者（次頁に示す、生活保護、低所得1、低所得2及び一般世帯の方）への食費軽減措置が行われるため、対象となる方には食費負担軽減措置分274円を差し引いた346円をご負担いただきます。

### 2) 「創作活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費（その都度、その内容のご説明をいたします）

### 3) その他必要な費用

- ・生活介護をご利用中に利用者に負担いただくことが適当であるものについては、かかる必要な費用を負担していただきます。

### <利用料金について（法定内費用／1日あたり）>

下記の料金表の対象となる費用の合計額をお支払いいただきます（1円単位で誤差が生じる場合があります）。

尚、サービス利用料は変更になる場合があります。

別表参照

### <利用者負担額の減免について>

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「法定内費用」については、所得に応じて下記の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯 所得割が16万円未満	9,300円
一般	市町村民税課税世帯 所得割が16万円以上	37,200円

### (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（2）及び（3）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、事業所が指定する日までに事業所が指定する方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額といたします。）

### (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- 1) 利用予定日の前に、生活介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時00分までに事業所に申し出て下さい。
- 2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合の取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- 3) 市が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- 4) サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

## (6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明いたします。

## 8. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス実施日時及び実施したサービス内容などを記録します。なお、生活介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「支給量」、「障害支援区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに事業所職員にご連絡下さい。また、事業所職員より「受給者証」の確認をさせていただき場合は、ご提示下さいますようお願い致します。

### (2) 持ち込みの制限

利用に当たり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。

- ・ アルコール類
- ・ ペット
- ・ 危険物
- ・ その他、他の利用者及び職員に迷惑を及ぼすようなもの

### (3) 施設・設備の使用上の注意

1) 居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用してください。

施設・設備等について、利用者の過失により破損が生じた場合は賠償していただくことがあります。

2) 喫煙室はありません。

3) 指定した場所以外での火気の使用はできません。

4) 他の利用者及び職員に対し、布教活動、政治活動、営利活動等をご遠慮ください。

5) 他の利用者との金銭・物品の授受はご遠慮ください。

6) 貴重品について、利用者の責任において管理していただきます。

### (4) サービス利用中の医療の提供について（契約書第9条参照）

通常の医療提供につきましては、実施しておりません。但し、利用者の様態に急変があった場合は、利用者が指定する医療機関、もしくは事業所が定めている協力医療機関に連絡する等必要な措置を講ずる他、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。

<緊急連絡先>

氏名（続柄）	
住所	
電話番号	
指定する病院	
主治医	

<協力医療機関>

① 札幌中央病院

住所：札幌市中央区南9条西10丁目1-50 TEL 011-513-0111

② パールヤマダ歯科

住所：札幌市中央区南6条西22丁目3-44 TEL 011-562-8110

③ あお心のクリニック

住所：札幌市北区北10条西4丁目1-13 TEL 011-788-7664

## 10. 契約終了について

### (1) 契約の終了事由（契約書第10条参照）

契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、契約を終了するものとします。

- 1) 利用者が死亡した場合
- 2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3) 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合
- 4) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5) 契約が解約又は解除された場合
- 6) 契約期間が満了した場合（但し、満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

### (2) 利用者からの中途解約（契約書第11条参照）

利用者は、契約期間中に契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。但し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

### (3) 利用者からの契約解除（契約書第12条参照）

利用者は、事業者もしくは事業所が以下に事項に該当する行為を行った場合には、契約を解除することができます。

- 1) 事業者もしくは事業所が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- 2) 事業所もしくは事業所が契約書第8条に定める義務に違反した場合
- 3) 事業者もしくは事業所が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な処置をとらない場合

#### (4) 事業者からの契約解除（契約書第13条参照）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には契約を解除することができます。

- 1) 利用者が正当な理由なく契約書第5条に定めるサービス利用料金の支払を3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、期日内に支払われない場合
- 2) 利用者が他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは事業所の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

#### 11. 損害賠償について（契約書第14条参照）

事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合、もしくはお断りする場合があります。

#### 12. 非常災害時の対応について

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理責任者	施設長 福本 雅行
避難訓練	利用者の参加の上、年2回実施します。
防災設備	・スプリンクラー ・排煙装置 ・防火扉 ・非常通報装置 ・ガス漏れ報知器 ・防災監視盤

#### 13. この契約に関するご意見・苦情への対応について（契約書第15条参照）

##### (1) ご意見・苦情受付担当者

担当者	支援課課長 米澤 尚子
電話番号	011-531-5000
受付時間	9:00～16:00 月曜日から金曜日

ご意見・苦情は別紙「ご意見・苦情解決体制フロー図」の通り、施設長以下全職員が随時受け付け、誠意を持って対応いたします。

## (2) 第三者委員

利用者は、第三者委員より中立的な立場で助言・指導等を受けることができます。

<第三者委員一覧>

所 属	氏 名	連 絡 先
水口法律事務所 札幌恵友会顧問弁護士	みずぐち けんじ 水口 絢次	電話：011-699-5033
新川町内会 会長	りゅうたき よしゆき 龍 瀧 良之	電話：011-763-5799

利用者は、事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に直接申し出ることができます。

## (3) 外部苦情処理機関

当事業所において解決できない苦情は、下記へ申し立てができます。

札幌中央区役所 保健福祉部 保健福祉課	所在地：札幌市中央区大通2丁目 電話番号：011-231-2400 受付時間：8:45～17:15 その他、お住まいの区役所にお問い合わせ下さい。
札幌市役所 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課	所在地：札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号：011-211-2936 FAX：011-218-5181 受付時間：8:45～17:15
北海道社会福祉協議会	所在地：札幌市中央区南2条西7丁目 電話番号：011-241-3976 FAX：011-251-3971 受付時間：8:45～17:15

## 14. 事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合、またそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- (2) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
- (3) サービス提供により事故が発生した場合、必要に応じて速やかに市町村、家族等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (4) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (5) 事故が生じた際はその原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じます。

### 14-2. 第三者評価の実施について

実施の有無 なし

年 月 日

指定生活介護の提供の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

(事業所名) つばさ生活介護

(住所) 札幌市中央区南8条西26丁目1番2

(代表者名) 施設長 福本 雅行 印

(説明者名) 生活支援員 伊藤 英樹 印

私は契約書及び本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定生活介護の提供開始に同意しました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第81号（平成14年6月13日）第10条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

令和7年4月改定